

中学生の検定受検料を半額補助します！

在籍する学校にかかわらず、中学生が受検した各種検定の受検料の半額を補助する「石川町能力検定受検促進事業補助金」制度が創設されました。皆さんの挑戦を応援しています！

☑ 補助対象となる能力検定と級

検定名	実施団体	受検級
実用英語技能検定	公益財団法人日本英語検定協会	1級～5級
日本漢字能力検定	公益財団法人日本漢字能力検定協会	1級～3級
実用数学技能検定	公益財団法人日本数学検定協会	1級～3級

☑ 補助対象者（①、②のいずれも満たす方）

- ①申請者が、中学生（義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中等部、またはこれらに相当する学校の生徒を含む）の保護者で、受検日時点で石川町に住所を有する方。
※生徒の住所は問いません。
- ②申請する検定の受検料について、国、地方公共団体、または他の団体から助成を受けておらず、かつ、受ける予定がない方。

☑ 補助対象経費

- ・中学生が、申請日の属する年度内に受検した能力検定の受検料の半額（小数点以下切捨て）
- ・補助は各級につき、同一年度において1回が上限となります。

☑ 申請方法

- ・「石川町能力検定受検促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）」を、下記の書類とあわせて石川町役場3階 教育課へご提出ください。
- （1）受検料の支払い又は受検したことを証明できる書類のいずれか1点
（例）領収書、合格証書、成績表等の写し
- （2）振込先口座を確認できる書類
（例）預金通帳の見開き、キャッシュカード、ネットバンキング画面の印刷等

☑ 申請期限

- ・受検日の属する年度の3月31日
（例）令和8年5月に受検した場合…令和9年3月31日が申請書提出締め切りとなります。

☑ その他

- ・石川中学校の生徒は、学校を準会場として受検した際は、これまで同様、学校から補助を受けてください。学校以外で受検した場合は、本補助金の対象となりますので、教育課へ直接申請してください。



お問合せ先

石川町教育委員会 教育課 学校管理係
○電話：0247-26-9135